

災害などで被害を受けたとき 保険税の減免(減額)される場合があります

災害などの特別な事情で、次の事由に該当する世帯については、保険税が減額されます。左表の減免事由に該当する方は、事由があらかとなる書類と印鑑を持参して申請してください。

号	減免できる事由	減免する額
1	生計の中心者が震災、風水害、火災など(以下災害)で障害者となったとき	障害者となった日以後の納期の国保税額の9割
2	合計所得1,000万円以下の世帯で、災害により住宅・家財に3割以上の損害を受けたとき	災害を受けた日以後の納期の国保税額に、所得区分、損害程度による割合を乗じた額
3	貧困のため公私の扶助を受ける方	扶助を受ける期間の国保税全額
4	災害により固定資産税の減免を受けたとき	減免を受けた固定資産税額による国保税の資産割額
5	少年院・監獄などに収容・拘禁されていた方	収容・拘禁されていた方のその期間の国保税額
6	生計の中心者が長期療養(6ヵ月、入院3ヵ月以上)を要することにより、著しく担税力を失ったとき	前年中の合計所得300万円以下で当該年中の所得が7割以下に減少する世帯で、所得割額、均等割額、平等割額について減免割合を乗じた額
	生計の中心者が失業(定年、自己都合を除く)事業の廃止・休止をしたことにより、著しく担税力を失ったとき	
	生計の中心者が災害で亡くなったことにより、著しく担税力を失ったとき	
7	国保税の軽減対象となる所得の少ない世帯などのうち、固定資産税額が2万円未満で自己の居住用資産以外の資産のない世帯	軽減後の均等割額および平等割額の割
	その他特別の事情がある場合	前各号の範囲内

所得の申告が必要です

所得・市県民税申告がされていないと、保険税の減額や減免は適用されません。収入がなくなったり、非課税年金・障害者年金・遺族年金などを受けている方、仕送りなどで生活している方も前年中の収入や生活状況を申告する必要があります。

お医者さんにかかるとき

年齢に応じて、医療費は次の割合で負担をしていただきます。

3歳未満	2割
3歳以上70歳未満	3割
70歳以上	1割または2割

お医者さんにかかるとき必要なもの

70歳未満の方	70歳以上75歳未満の方	75歳以上の方
国民健康保険被保険者証(保検証)	保険証または退職者被保険者証	保険証 医療受給者証 健康手帳

長年勤めた会社をやめた人は

会社などを退職すると、その職場の健康保険の資格が失われ、国保に加入することになります。長い間勤めた会社をやめ、年金を受けるようになった方とその被扶養家族は、「退職者医療制度」で医療を受けることになります。その資格は、年金の受給権が発生した日です。年金証書を受け取ったら14日以内に保険年金課に届け出てください。「国民健康保険退職者被保険者証」が交付されます。対象となる人

次の条件すべてにあてはまる人(退職者被保険者本人)と、その被扶養家族が対象者です。

国保に加入している
老人保健の適用を受けていない

厚生年金や各種共済組合などの年金を受けていて、その加入期間が20年以上、または40歳から10年以上ある
届け出に必要なもの 印かん、保険証、年金証書